

「平成14年税制（個人の長期土地譲渡所得に係る最高税率39%の廃止、一定の事業用不動産の所有権等の移転登記に係る登録免許税の軽減措置の創設、個人に対する上場不動産投資証券の譲渡益課税の軽減）」

（所得税・住民税）

- ・個人の長期土地譲渡所得の内、8,000万円超の部分に係る重課措置の最高税率（所得税30%、住民税9%）を廃止し、4,000万円超の部分については、一律所得税25%、住民税7.5%とした。

（登録免許税）

- ・新耐震基準等を満たす、地上階数5以上、延べ面積2,000㎡以上の事業用の中高層耐火建築物の所有権等の移転登記について税率を軽減。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 所有権の移転の登記 | 1,000分の25 |
| ② 地上権又は賃借権の移転の登記 | 1,000分の12.5 |

（所得税）

- ・平成13年11月30日から平成14年12月31日までに購入した上場不動産証券等（上場株式等）を、平成17年から19年の間に譲渡した場合に、購入額（取得対価の額）が1,000万円に達するまで譲渡益を非課税とする。